

追加テーマ各項目(委員提出)

| 提案者 | 規制改革事項 |
|------|---|
| 飯田委員 | ① 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し —風力発電、地熱発電等の設置プロセスの改善 |
| | ② 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し —風力発電等再生可能エネルギーの系統の優先的利用(優先的接続、優先的給電)の原則の確立 |
| | ③ 自動車の燃費規制をCO ₂ 規制に変更し、2020年に欧州を越える水準を目指す方向を検討する(新燃費基準を国交省と経産省で検討中のため、そこに反映させる) |
| 伊藤委員 | ① コージェネレーションの普及拡大に向けた道路法の運用改善 —熱導管の埋設に係る道路占有許可の合理化 |
| | ② レアメタル等のリサイクルを推進するための廃棄物処理法の運用改善 —廃棄物処理法の特例として整備されたリサイクル法制の合理化 |
| 柏木委員 | ① 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し —CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和 |
| 木村委員 | ① 食品リサイクル法、廃掃法に係る規制緩和 |
| | ② 一般廃棄物の処理料金について |
| 澤委員 | ① レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し(広域回収に関する廃棄物処理法の緩和) |
| 佛田委員 | ① 土地改良区に必要な、水路における小水力(マイクロ)発電に関する規制緩和 |

*柏木委員、佛田委員については、既提出案件(第1回グリーンイノベーションWG:資料3-1(①-e)、資料4)にかかる追記等があつたため掲載。

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し -風力発電、地熱発電等の設置プロセスの改善 (自然公園や温泉法、環境アセスに限定した「規制緩和」は問題を悪化させる側面もあるため、統合的な見直しに修正する) |
| 規制の概要 | <p>現状は、風力発電や地熱発電、小水力発電など、地域の自然資源を活用する再生可能エネルギーの普及に際して、自然公園や温泉法、森林法、農地法などが、それぞれがバラバラな論理で適用されることで、円滑な普及を妨げている一方で、景観や鳥類の保護、低周波影響など、地域の参加・便益やリスクは必ずしも確保されない状況にある。</p> <p>したがって、風力発電や地熱発電、小水力発電のそれぞれについて、自然保護、景観保全、地域の生活環境の保全、森林の保全、農地の保全など各種の立地規制の視点から、再生可能エネルギーの立地の可否を判断する新しい判断基準を設け、その判断基準に沿って、地域社会の合意のもとで、各再生可能エネルギーのゾーニング（立地可能、立地不可、その緩衝地域）を新たに実施すべきである。</p> <p>これによらなければ、今後、指数関数的に成長する分散型の再生可能エネルギーが、いたずらに社会的な紛争を引き起こすリスクを抱えることになり、公共政策として問題の根を残すことになる。</p> <p>風力発電への環境アセスの導入よりも、はるかに重要である。</p> |
| 賛成の意見 | 円滑な再生可能エネルギー普及の社会的基盤となり、社会的な合意形成のもとで、地域社会に親和的な再生可能エネルギー普及を図ることができる |
| 慎重な意見 | 多省庁にまたがる規制の整理、見直しが大変な作業になる(?)。しかし、緑の分権改革でも基本的なデータベース(GIS)が整いつつあり、グリーン成長のためには付加的な知的基盤である。 |

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し - 風力発電等再生可能エネルギーの系統の優先的利用（優先的接続、優先的給電）の原則の確立 |
| 規制の概要 | <p>再生可能エネルギーの中でも、とくに風力発電については、送電系統の独占的な所有者である一般電気事業者によって制約が設けられてきた。この系統制約が、日本における再生可能エネルギー電力の最大の普及の障害である。</p> <p>とくに、導入する風力発電の規模・タイミング、対策コストは、一般電気事業者の裁量に委ねられてきたため、そのバランスを変える必要がある。</p> <p>まず新規の風力発電等の系統への接続に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優先的に接続を認める「優先接続」の原則 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般電気事業者は拒否できるがその場合は説明責任を伴う（国等による検証可能性を含む） ・ 接続する場合の費用分担に関して、適切な分担ルール <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現状は「原因者負担」の原則であり系統側の増強費用もすべて風力発電事業者が負担させられているが、これを系統側の費用負担（系統利用者の共通負担、過大な場合は国による補助も考慮）へと変更する必要がある ・ 必要な費用に関して、国や風力発電事業者による独立の検証も必要 <p>また風力発電等は系統への給電で、原則、「優先的給電」とするが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、優先的給電が適用されている原子力と流れ込み式水力発電に次ぐ、「準優先的給電」を適用してはどうか(つまり原子力>風車の優先順) ・ また系統対策費用が過大とならないよう、風力発電の瞬間的なピーク発電は、解列の可能性も織り込む <p>これを達成するため、一般電気事業者の系統間での連携を、まずは運用面から強化し、中長期的には設備的にも増強する(国が支援)。</p> |
| 賛成の意見 | 再生可能エネルギーのなかでもっとも低コストな風力発電が日本でこれほどまでに低迷している最大の原因是、系統制約であり、その問題を解決する第1歩となる。 |
| 慎重な意見 | 系統への影響の懸念 (現実には現状のような小さいレベルの導入率で、本質的な影響は生じない) |

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 自動車の燃費規制を CO2 規制に変更し、2020 年に欧州を越える水準を目指す方向を検討する（新燃費基準を国交省と経産省で検討中のため、そこに反映させる） |
| 規制の概要 | <p>日本では、現状、2015 年度燃費基準(リッター18.5km)の達成を目指している。しかし燃費基準のままでは、電気自動車やバイオ燃料などの効果が統合できず、またエアコンからの代替フロンの漏洩なども規制から漏れてしまう。</p> <p>一方、欧州が 08 年 12 月の欧洲議会と 09 年 4 月の欧洲閣僚理事会で可決した CO2 規制は、06 年に EU 域内の平均値で 160 グラム(リッター14.5km) だった新車の CO2 排出量を、自動車自体で 130g に引き下げ、さらにエアコンの効率向上、タイヤ空気圧モニタリング装置などの補完的措置も加えて、2015 年には 120g(リッター19.3km)に下げるを目指す。3g 超の未達成メーカーには台当たり 95 ヨーロ(約 1 万 2000 円)が課される。2020 年には 95g(リッター24.5km に相当)に引き下げられる。</p> |
| 賛成の意見 | 低燃費／低 CO2 の自動車は、電気自動車やバイオ燃料ハイブリッド自動車など、グリーンイノベーションのカギであり、かつての日本の自動車産業が世界を席巻した「適切な規制によるイノベーション」を日本が自ら起こすべきである。 |
| 慎重な意見 | <p>技術的に対応できるか？</p> <p>(すでに対応技術はあり、今後は規制による市場創出によって普及によるコスト低下とイノベーションがカギ)</p> |

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | コーチェネレーションの普及拡大に向けた道路法の運用改善 —熱導管の埋設に係る道路占有許可の合理化 |
| 規制の概要 | 道路法において、熱導管の埋設に係る道路占有許可の規定が明記されていないため、公道をまたがった建物や地域間を結ぶ熱導管の埋設が許可されないケースが報告されている。 |
| 賛成の意見 | 公道の地下に熱導管を埋設することができるようになれば、コーチェネレーションシステムによる排熱をより広域で有効に使いやすくなり、コーチェネレーションシステムの導入を進めやすくなる。これは、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出削減につながる。 |
| 慎重な意見 | 熱導管の公道への埋設が認められるようになると、公道への埋設が認められている上下水道、ガス管、電線など他の地下埋設物の維持・更新・延伸等の工事に影響を及ぼす可能性がある。 |

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | レアメタル等のリサイクルを推進するための廃棄物処理法の運用改善 —廃棄物処理法の特例として整備されたリサイクル法制の合理化 |
| 規制の概要 | 廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正処理を進めることで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された法制度。 産業廃棄物に含まれるレアメタル等の有用資源をリサイクルする目的で制定されたリサイクル法制は、廃棄物処理法の特例として整備されているため、廃棄物処理法の運用の影響を強く受ける。 |
| 賛成の意見 | リサイクル法制の事業許可の対象、広域認定制度、事業者の形態、対象製品などを見直すことで、リサイクル事業が合理化され、レアメタル等の再生可能資源量を大幅に増やすことができ、かつ、事業採算の向上を図ることもできる。 再生資源量を拡大できれば、レアメタルの供給安定性を高めることにもつながる。 |
| 慎重な意見 | |

柏木委員提出資料

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し －CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制（保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等）の緩和 |
| 規制の概要 | 電気事業法においては、一定規模以上の電気工作物に保安規程の作成、電気主任技術者の設置等を義務化している。 |
| 賛成の意見 | <p>CO₂排出量25%削減の目標達成には、再生可能エネルギーの拡大に向け、小規模分散型発電設備の設置促進が不可欠となることから、電気主任技術者の設置等の負担を軽減するよう、技術の進展等も踏まえ、基準を緩和する。</p> <p>特に、太陽光発電については、昨年11月より買取制度がスタートしており、今後、学校・工場・商業施設等からの買取を拡大させる観点から、電気主任技術者の設置等が義務化されている事業用電気工作物の対象基準(現行:20kW以上)を引き上げる。</p> <p><u>また、再生可能エネルギーと同様、低炭素化に貢献し、我国の産業政策に資する革新技術である燃料電池などについても同様の措置が重要である。</u></p> |
| 慎重な意見 | 発電設備別に十分な安全性の検証が必要ではないか。 |

※下線部を追記。

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 食品リサイクル法、廃掃法に係る規制緩和 |
| 規制の概要 | 現在、リサイクル業は、廃棄物処理業としての業の許認可が必要となる。しかしながら、廃掃法が厳しい為にお客様の要望通りに事業をする事が難しい場合が多くなってきている。食品リサイクル法の制定により、一部の規制は緩和されたかに見えるが、承認を得るために1年以上の時間がかかり、とても柔軟な運用がされているとは思えない。是非、循環が明らかな場合は特例、或いは規制を緩和させる制度をつくってほしい。 |
| 賛成の意見 | |
| 慎重な意見 | |

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 一般廃棄物の処理料金について |
| 規制の概要 | 食品残さのリサイクルを行う場合、産業廃棄物と一般廃棄物の双方を取り扱うことになる。一般廃棄物は市町村管理となっており、市町村の焼却場で処分が可能だが、それにより、一般廃棄物の処理料金は暗に決定される。(市町村との横並びが求められる。) つまり、民間のリサイクル業者は税金で保護されている焼却炉と勝負しなければならないという理不尽な構図になっている。 |
| 賛成の意見 | |
| 慎重な意見 | |

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し（広域回収に関する廃棄物処理法の緩和） |
| 規制の概要 | 廃棄物処理法においては、廃棄物の収集・運搬・処分に関する事業の実施にあたって、一般廃棄物は市区町村、産業廃棄物は都道府県等の許可を取得しなければならない。広域的に回収を実施しようとする場合には、多数の自治体毎に事業の許可を取得することが必要となっている。また、廃棄物処理法の特例として設けられている広域認定制度については、特例の対象が製造事業者等による自社製品を回収する場合に限定されている。 |
| 賛成の意見 | <p>都市鉱山とは、国内に蓄積された製品等に含まれるレアメタル等を鉱山に見立てたものであり、我が国の都市鉱山の規模は世界有数の資源国に匹敵するとの試算がある。現在、レアメタル等の安定供給確保のためには、国産資源である「都市鉱山」のリサイクルに取り組むことが重要である。有望な都市鉱山としては、レアメタル等が高濃度に含有されている携帯電話や小型ゲーム機、携帯音楽プレーヤーなどが考えられる。</p> <p>レアメタル等のリサイクルを推進する観点から、製造事業者のみならず、リサイクル事業者などが広域的に携帯電話や小型家電等の回収を行えるよう、廃棄物処理法の広域認定制度について、以下の見直しをするべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定事業者は、他社製品も取り扱えるようにすること。 ② 一般廃棄物については、対象製品を限定されているが、レアメタルを含む製品を中心に拡充すること。 ③ 認定事業者として、小型家電等のレアメタルを含む製品を広域に回収しようとするリサイクル事業者等も認めるようにすること。 |
| 慎重な意見 | 広域認定制度において、他者製品の回収ができることとなれば、業の許可の抜け道となり、不適正な処理を助長させることとなるのではないかとの懸念がある。 |

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 土地改良区に必要な、水路における小水力（マイクロ）発電に関する規制緩和 |
| 規制の概要 | 土地改良区が実質的に管理しない集落内における農業用水路等における小水力（マイクロ）発電についても、土地改良組合との協議が必要となり、実際の設置にはその管理主体である集落の合意に委ねるべきである。 |
| 賛成の意見 | 日本における用水路は、急勾配な箇所も多く、小水力発電に適している箇所も多い。昔は、水車や野菜の洗浄等にもよく使われていた。給水の水量の確保にさえ大きな障害が起きない限り、小水力発電（マイクロ発電）によって、電力供給が困難又はコストのかかる利用が可能になることから、獣害対策の電牧や微気象の情報収集の気象ロボット、ネットワークセンサーや無線 LAN、夜間照明等への電力供給が恒常的に可能となり、または、周辺農業施設への電力供給によってコスト削減の一助となる。 |
| 慎重な意見 | |